

2026 年9月から4～6年生の学習端末が新しくなりました。ルールを守って、安全に、大切に使いましょう。ルールの内容は、1～3年生も同じです。

令和8年度改定 小学4・5・6年生用

藤沢市教育委員会 学習用端末活用のルール



《わたしの活用宣言》

- ・学びを豊かにするために学習用端末を活用します。 ・人の嫌がることや人を傷つけることはしません。

この学習用端末（以下「パソコン」という）は、児童のみなさんの学習のために、卒業や転校するときで、藤沢市が貸し出しているものです。以下のルールを守り、パソコンを大切に使いましょう。このルールが守れないときは、パソコンを使うことができなくなります。

1. パソコンを使うときの約束

- (1) パソコンは学習活動のために使います。その他の使用については、先生の指示に従います。
学習活動以外の使い方（動画視聴・ゲームなど）をしている場合は、学校や教育委員会が確認することがあります。
- (2) パソコンは学校と自宅だけで使います。登下校中は使用しません。校外学習など、学校と自宅以外で使う場合は先生の指示に従います。
- (3) 学校では充電保管庫で保管します。自宅では保護者の目の届く場所に保管します。
- (4) パソコンは明るい場所で正しい姿勢で使います。
 - ・パソコンと目の距離をなるべく30cm離して使います。
 - ・30分に一度は目を休めるようにします。
- (5) パソコンは自分のものを使います。自分のパソコンを他の人に貸したり、使わせたりしません。
パソコンにはパスワードをつけます。
- (6) 学校から決められた自分のID（アイディー）やパスワードは自分で覚えて管理します。
先生と保護者以外の他の人に教えません。
- (7) パソコンを用いて、他の人や他の人の持ち物を撮影（写真・動画・音声の記録）するときは、必ず撮影する相手や場所の許可を取ります。
- (8) パソコンで文章などを作成する際にインターネット上の文章、画像、イラストなどのデータを利用する場合には、事前に先生に報告・相談します。
- (9) 自分が作成した文章などのデータは、先生が許可したものだけを指定された場所に保存します。
- (10) キーボードやタッチペンは壊れやすいので、丁寧に扱います。
- (11) 学校で使っている写真や動画、文章、オンライン授業などのデータはSNSなどに利用しません。
- (12) 授業、委員会活動など学校の活動に必要なとき以外はクラスルームのチャットやGoogleチャットの利用はしません。

2. 故障・不具合の対応

- (1) パソコンは藤沢市から貸し出しているものです。また、精密機械であることから、丁寧に扱い、次のようなことに十分気を付けてパソコンを壊さないようにします。

画面を閉じる際には、キーボード上に物が無いことを確認する。落とさない。踏まない。濡らさない。
開くときは、パソコンの真ん中を持って開く。パソコンの上に物を置かない。地面の上に直接置かない。
暖房器具の近くや日光が当たるなど高温になる場所に置かない。磁石を近づけない。

- (2) パソコンが壊れたり、なくなったり、その他のトラブルがあったときは、すぐに先生に報告・相談します。パソコンが壊れた場合には多額の修理費用がかかるので、パソコンは丁寧に扱ってください。